

「【貸借対照表】その他の個別科目の取扱い」に係る検討

37. 歳計外現金

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
・特になし。	【基準モデル】 64. 財務書類上の計数は、繰越額や計算項目等を除き、すべて仕訳帳から積み上げて集計する。仕訳帳は、次の三通りの原情報から作成される。 A：歳入歳出データ B：歳計外現金データ C：各種原簿・台帳 66. 歳入歳出外の取引・事象については、その発生の都度または期末に一括して仕訳を行う（以下、かかる仕訳を「非資金仕訳」という）。期末に一括して仕訳を行う場合には、期中の資産負債の増減を網羅的に整理した《別表 A5-4 資産負債等整理簿》及び《別表 A5-5 純資産変動整理表》を基礎として、《別表 A7 非資金仕訳例》に従って仕訳を行う。 105. 《別表 A7 非資金仕訳例》のうち、別表 A7-4 を参照されたい。歳計外現金については、歳計外現金管理簿から、資産債務整理簿に転記した額をもって非資金仕訳を行う。 【改訂モデル】 297. 重要な歳計外現金残高がある場合には、これを歳計外現金の科目を付して計上するものとする。 316. 重要な歳計外現金がある場合は、その N+1 年度支出予定額以外の金額について、当該負債を示す名称を付した科目をもって固定負債の部に計上しなければならない。例えば預かり敷金などが想定される。 327. 重要な歳計外現金がある場合は、その N+1 年度支出予定額について、当該負債を示す名称を付した科目をもって流動負債の部に計上しなければならない。 464. 歳計外現金として処理されており、かつ N-1 年度貸借対照表に資産又は負債として計上されている場合、あるいは N 年度末に重要な資産又は負債として計上する場合には、歳計外現金としての収入額又は支出額を記載する。

○課題・論点

- ・地方自治法第 235 条の 4 第 2 項に規定されている「普通地方公共団体の所有に属しない現金」のことである。市町村における預り県民税、職員の給与に係る預り源泉税や公営住宅の預り敷金、一時借入金などが該当する。

- ・ 出納整理期間中の出納を考慮した場合に解消されるものが大部分であるが、公営住宅の預り敷金のように年度を越えて保管される現金もある。
- ・ 基準モデル、改訂モデルともに、歳計外現金は、歳入歳出決算書との整合性等に鑑み、基本的に資金収支計算書の資金の範囲に含めていない。

○論点整理の考え方

- ・ 年度途中の現金管理の観点からは、複式仕訳も含めた対応が必要と考えられるが、歳計外現金は日常の厳格な出納管理の下で行われていることから、残高管理の観点に絞り、公営住宅の預り敷金など、年度を越える歳計外現金のみ財務書類に反映することでも足りるのではないか。
- ・ 資金収支計算書の資金の範囲に歳計外現金を含めると、歳入歳出決算と大きく異なる収支状況が表示されるとなるため、資金収支計算書の注記として歳計外現金の増減を記載することも認めてはどうか。

○基準の方向性

歳計外現金及びそれに対応する負債は、その残高を貸借対照表に計上する。
歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めない。ただし、貸借対照表に計上した歳計外現金に係る収入額及び支出額は、資金収支計算書に注記するものとする。

○留意点

- ・ 歳計外現金は、資金の範囲には含めないものの、補助簿にその増減を記録するものとする。ただし、年度を越える歳計外現金のみ、補助簿にその増減を記録することもできるものとする。

38. 未収金（税分と税以外の区分）

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 102.税等未収金（基準日時点における税金等の未収入金）については、未収金とは異なる独立の科目で表示する。 103.未収金は、基準日時点における未収入金のうち、税等未収金以外のものをいう。	【改訂モデル】 (4) 長期延滞債権 282. 収入未済額のうち、当初調定年度が N-1 年度以前のものを計上する。 283. 上記に該当する収入未済額の債務者に対する債権がその他にも存在する（貸付金や未収金にも計上されている）場合、当該債務者に対するすべての債権を長期延滞債権勘定に振り替えるものとする。
【改訂モデル】 312.地方公共団体における税金や貸付金等の収入未済（滞納）については、各種の滞納対策がなされているところであるが、団体間でその発生状況に差異は見られるものの、相当額に上っている。 313.そこで、収入未済額のうち当初調定時から 1 年以内のもの（いわゆる現年調定分）は引き続き流動資産に計上するものの、当初調定時から 1 年超のもの（いわゆる過年度調定分）は区分を変更（投資等に計上）することを検討する必要がある。	(2) 未収金 ① 地方税 298. N 年度歳入歳出決算書における地方税の収入未済額から長期延滞債権振替額を除いた額とする。 ② その他 299. N 年度歳入歳出決算書の収入未済額のうち、地方税、国庫支出金、県支出金、地方債を除く合計額から長期延滞債権振替額を除いた額とする。

○課題・論点

- ・改訂モデルにおいては、債権管理のあり方も念頭に、現年調定現年収入未済分については「未収金」に、滞納繰越調定収入未済分については「長期延滞債権」に区分することとしている。
- ・同じく改訂モデルにおいては、量的質的重要性や旧総務省方式からの継続性に鑑み、未収金は「地方税」と「その他」とに区分している。

○論点整理の考え方

- ・民間企業会計や地方公営企業会計では、営業循環基準の範疇にあるものは流動資産に、それから外れたものを投資その他の資産の「破産更生債権等」に区分しているため、債権管理の重要性に鑑み、改訂モデルのように、現年調定分と滞納繰越調定分とを区分することとしてはどうか。
- ・地方公営企業会計においては、流動資産の未収金を「営業未収金」「営業外未収金」「その他未収金」と区分しているが、地方税の未収金については、改訂モデルでは区分を設けているものの、貸借対照表に区分掲記するほどの重要性もないため、区分を設けないこととする。ただし、改訂モデルのように内訳を附属明細書に掲載す

ることとしてはどうか。

長期延滞債権明細表（平成○年度）

（単位：千円）

相手先名または種別	貸借対照表価額	回収不能見込額
【貸付金】		
第三セクター等		
（株）〇〇		
.....		
その他の貸付金		
〇〇貸付金		
.....		
【未収金】		
市税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
合 計		

未収金明細表（平成○年度）

（単位：千円）

相手先名または種別	貸借対照表価額	回収不能見込額
【貸付金】		
第三セクター等		
（株）〇〇		
.....		
その他の貸付金		
〇〇貸付金		
.....		
【未収金】		
市税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		

- ・ 債権管理のあり方、未収金の台帳整備、複式簿記の導入の程度とも関係するが、発生主義の考え方を採り入れれば、調定時に未収金を計上することが適当であるが、費用対効果や実務適用可能性に鑑みて、どのように取り扱うか。

○基準の方向性

現年調定現年収入未済の地方税等は、未収金として計上する。
 滞納繰越調定収入未済の地方税等は、長期延滞債権として計上する。
 未収金及び長期延滞債権の明細は、附属明細書として作成する。

○留意点

- ・ 改訂モデルでは「長期延滞債権」としているが、ネーミングをどうするか。

39. 売却可能資産

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【改訂モデル】 306.地方公共団体における資産・債務管理の取組としては、現在、未利用地の一覧や売却情報のホームページ上の公開、売却目標の設定等の取組が行われているところであるが、「行政改革の重要方針」を踏まえ、資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、債務圧縮や財源確保を図るため、遊休資産や未利用資産の売却促進等に積極的に取り組むことが求められている。 307.遊休資産や未利用資産を含む資産の総合的な情報は、中長期的には公有財産台帳の精緻化を通じて開示していくことが求められるが、早急な取組が求められている資産・債務の適切な管理等に対応するためには、遊休資産や未利用資産の情報から開示していくことが極めて有用と考えられる。 308.したがって、貸借対照表において、遊休資産や未利用資産などの売却可能資産を別建てで計上することとした。 309.売却可能資産を貸借対照表に計上するためには、売却可能資産に係る台帳を早急に整備することが必要である。また、売却可能資産は売却可能価額で計上することが必要である。なお、売却可能価額の算定方法は、さまざまな考え方があり、専門的知識や事務処理負担を要するため、別途検討が必要である。(第327段落以下参照) 329.第306段落から第309段落に記載したとおり、早期に売却可能資産を貸借対照表に反映するため、公有財産台帳について、まずは売却可能資産から精緻化することが望ましい。	【基準モデル】 37.これらの財務書類の注記については、『制度研究会報告書』(第245段落以降を参照)の時点以降の状況変化等に対応し、次の項目を追加するので留意されたい。 (1) 単体B Sの注記として、「売却可能資産」(売却することが既に機関決定されている資産、または、売却の機関決定はなされていないが、近い将来の売却が予定されていると判断される資産)に関する資産科目別の金額を追加する。なお、売却可能資産の測定基準は、実現可能価値または市場価格によることとする。 【改訂モデル】 218. 売却可能資産を新たに認識し、当該資産が有形固定資産勘定に計上されている場合には、有形固定資産から売却可能資産に振替処理を行うものとする。振替を行う際、貸借対照表価額と売却可能価額とに差異が発生した場合には、売却可能価額を貸借対照表価額にするとともに、差額を資産評価差額勘定に計上するものとする。 219. 売却可能資産の取得価額が判らない場合には、簡便的に段階的整備時の売却可能価額をもって有形固定資産に計上されていたとみなすことができる。 247. 売却可能資産は売却可能価額で評価し、有形固定資産から売却可能資産に振替処理を行うものとする。なお、有形固定資産として貸借対照表に計上されていた金額と売却可能価額との差額は、純資産の部の資産評価差額に計上する。 248. 売却可能価額は、鑑定評価額その他、路線価や公示地価に基づく評価や基準モデル固定資産評価要領を参考とした評価など、各地方公共団体及び売却可能資産の実状に応じて最も合理的方法を用いるものとする。 249. 売却可能資産については減価償却を行わないものとする。 250. 「売却可能資産」の範囲は、現に公用もしくは公共用に供されていない(一時的に賃貸している場合を含む)すべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。 251. 売却可能資産は毎年度末に評価替えを行うものとする。ただし、路線価や資産税評価額等を評価の基礎としており路線価や資産税評価額の時点修正を毎年度行っていない場合、時点修正を行わない年については、建物の減価償却額相当分のみを評価額から減少することができる。 252. 採用した「売却可能資産の範囲」と「売却可能価額の算定方法(路線価や資産税評価額等を基礎とした場合は、その基準日を含む)」は注記しなければならない

○課題・論点

- ・改訂モデルについては、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 218 段などで規定されている。これは、資産・債務改革の観点から、貸借対照表の読者に、売却可能な資産の存在を明らかにするために設けられたものである。
 - ・「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関する Q & A (Q & A) 問 9-12 において、「売却可能資産は、売却可能性がある資産にすぎず、売却することを目的に取得した棚卸資産とは異なる性格であることを踏まえ、売却可能資産に対しては低価法を適用せず、時価で評価した額を計上することになる」とされている。
 - ・売却可能資産は、原則として、毎年度評価替えを行うこととしている（「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 251 段参照）。
 - ・基準モデルについては、Q & A 問 41-1 において、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 149 段の③にある「表示登記が行われていない法定外公共物」を表示登記ないし測量した場合の取扱いとして、売却等のため表示登記ないし測量が行われ、確定されている法定外公共物については、売却見込額等をもって売却可能資産として計上することになる」とされている。
 - ・売却可能資産の範囲については、Q & A 問 66-1 で次のように記載されている。
- 1 売却可能資産の範囲は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 250 段落において、「現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。」とされている。
 - 2 しかし、上記の原則の下で、当該団体の売却可能資産の範囲の位置づけが明確になるのであれば、早期に財務書類を整備する必要もあるため、例えば次のような手順で段階的に売却可能資産の対象を広げていくことも認められるものとする。なお、その手順や範囲について、附属明細書（総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領別表 2-11）により公表するものとする。
 - (1) N+1 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
 - (2) 各団体で組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産
 - (3) 普通財産のうち活用を図られていない公共資産
 - (4) すべての普通財産
 - (5) すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産
- ・「新地方公会計制度実務研究会報告書」の「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」別表 2-11 の様式において、売却可能資産に関する部分は次のとおりである。

②売却可能資産

(単位：千円)

区分	売却可能資産 認識額	帳簿価額(決算統計計上額)			資産評価差額
		当初計上額	減価償却累計額	差引	
生活インフラ・国土保全				0	0
教 育				0	0
福 祉				0	0
環境衛生				0	0
産業振興				0	0
消 防				0	0
総 務				0	0
合 計	0	0	0	0	0

(注) 上表には、平成〇年度に新たに売却可能資産として認識したものを記載しています。
 なお、売却可能資産の範囲と売却可能価額の算定方法は貸借対照表注記に記載のとおりです。

・「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」において、以下の記述がある。

【一部抜粋】

(ア) 売却可能資産の定義

- a. 売却可能資産とは以下のいずれかに該当する資産のうち、地方公共団体が特定した資産のことをいいます。

現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産

売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

- b. 売却可能資産については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」第62条第1項第2号における、資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策策定にあたっての検討対象資産となるものです。

(イ) 売却可能資産の選定方法

売却可能資産は資産・債務改革推進にあたって重要な検討対象資産であることから、その選定にあたっては、地方公共団体の実状等を十分考慮し、選定基準を明確にし決定しなければなりません。売却可能資産の選定方法の具体例をあげれば以下のようになります。

- a. 公共資産活用検討委員会といった庁内組織において売却予定とされている公有財産
- b. 都市計画区域内の一定面積以上の土地
- c. すべての普通財産の土地
- d. すべての普通財産および用途廃止が予定されている行政財産

(ウ) 売却可能資産の評価方法

売却可能資産は、実現可能価値または市場価値により評価することが求められていることから、評価単位も売却単位を反映し、より個別の資産の状況を反映した評価方法を採用することが望ましいと考えられます。

売却可能資産の選定にあたり、まずは重要な資産として不動産があげられますが、その評価にあたっては、時間的な制約等を踏まえ、売却可能資産が土地のみの場合と、建物及びその敷地の場合にそれぞれ次の評価方法が適用できます。

a. 売却可能資産が土地のみの場合

売却可能資産が土地のみの場合には、個々の土地の実態を反映しうる評価方法である不動産鑑定評価をはじめ、固定資産税評価、相続税評価及び公示価格等を用いて個別に評価することが望ましいと考えられます。しかし評価対象土地の数等の関係から、これらの評価方法を採用することが困難な場合には、固定資産税評価額における同一地目、一定地域の平均単価等による評価もやむを得ません。ただし、あくまで簡便な方法であることから、所在する地域の実情等を勘案し、適切な対応が求められます。なお、予算において財産収入として計上されている場合には、その予算額とすることができます。

b. 売却可能資産が建物及びその敷地の場合

売却可能資産が建物及びその敷地の場合には、これらを一体として評価する方法（例えば不動産鑑定評価）が望ましい評価方法ですが、実務上対応が困難な場合には、土地、建物を別個のものとして取扱うものとします。この場合にも、土地については、売却可能資産の評価の意義から、個々の土地の実態を反映しうる評価方法を採用することが適切です。

建物については、取得価額が判明している場合には取得価額にデフレータを乗じて、再調達価額を求め、減価償却累計額を控除することとなります。取得価額が不明な場合には保険単価及び建物構造別・用途別単価表等を活用して再調達価額を求めます。

なお、建物及びその敷地を一体で評価する場合、建付減価が生じる場合もあります。この場合には適正な建物取壊費用を査定し、土地の評価額から控除することとなります。

- ・なお、Q&A 問 9-12 において、地方公共団体財政健全化法における評価手法を採用できるものとされている。

○論点整理の考え方

- ・民間企業会計にはない概念であり、地方公営企業会計においても減損会計の範疇で整理されている。

- ・一方、新地方公会計モデルにおいては、売却可能資産について一定程度の理解と実務が浸透してきており、資産・債務改革をより一層進めるという現在の環境下においては、目が行き届きにくい注記にとどめるのではなく、貸借対照表に区分掲記するのが適当ではないか。
- ・実際に区分掲記したことで、議会における売却可能資産への注目度が高まり、また議会のモニタリングの下、資産売却等を継続的かつ積極的に進めた地方公共団体の事例もあることから、区分掲記に一定の意義を見出せるのではないか。
- ・名称については、「売却目的資産」などとする意見もあるが、地方公共団体において真に売却目的で保有する資産は皆無に近く、資産・債務改革をより一層進めるという観点からは、広く捉えることのできる現在の「売却可能資産」を踏襲するのがよいのではないか。
- ・原則として毎年度評価替えを行うこととするが、変動率が小さい場合には評価替えしないこととするのが実務的ではないか。

○基準の方向性

売却可能資産とは、次のいずれかに該当する資産のうち、地方公共団体が特定した資産をいう。

- (1) 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産
- (2) 売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

売却可能資産は、貸借対照表に区分掲記する。

売却可能資産の範囲は、注記するものとする。

売却可能資産は売却可能価額で評価する。売却可能価額は、鑑定評価額その他、路線価や公示地価に基づく評価など、各地方公共団体及び売却可能資産の実状に応じて最も合理的な方法を用いるものとする。

売却可能資産は、原則として毎年度評価替えを行う。ただし、地価の変動率が小さい場合など、売却可能価額に重要な変動が生じていない場合には、評価替えしないことができる。

○留意点

- ・特になし。

40. リース資産

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
・特になし。	【基準モデル】 138.リース資産（購入額50万円相当以上）については、原則としてリース会計基準を適用のうえ、リース債務と両建てでオン・バランス化を要する場合、その金額及び計算方法等を固定資産台帳に記帳する。 139.特に、PFI事業にかかる資産については、契約上のリスク配分状況等を検討のうえ、原則として地方公共団体に帰属するリース資産・債務として認識し、固定資産台帳にその金額及び計算方法等を記帳する。 【改訂モデル】 240. PFI等の手法により整備した資産で、債務負担行為による債務が残っている場合には、行政サービス提供能力に着目し、物件等の引き渡しの有無に関わらず、N+1年度以降の支出予定額を含めて資産計上する。また、減価償却計算は、原則として引き渡しを受けた翌年度より実施するものとする。

○課題・論点

- ・民間企業会計、地方公営企業会計、地方独立行政法人会計において、リース会計が適用されている。
- ・ただし、「中小企業の会計に関する指針」を適用する中小企業、中小規模に該当する地方公営企業においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が認められている。この場合には、未経過リース料を注記することとされている。
- ・地方公営企業会計の解除条件付リース契約（長期継続契約）の取扱いについては、「地方公営企業会計基準見直し Q&A」7-5において、次のように記載されている。

問：ファイナンス・リース取引と判定される要件のひとつに「ノン・キャンセラブル（解約不能）」が挙げられるが、リース契約のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては予算不成立等を理由とした契約解除条項（文言例：「当該リース契約に係る予算が削除もしくは減額された場合、契約を解除できる」）が含まれており、かつ契約解除に伴う違約金の支払いが約定されていない場合についても、「ノン・キャンセラブル」に該当するか。

答：契約当事者同士が、当該予算制約事項を前提として、長期にわたりリース物件の貸借を行う意思があるリース契約について、当該予算制約事項による契約解除条項をもってキャンセル（解約可能）とは判断することはできない。なお、上記に該当するリース契約を資産及び負債として計上する場合は、当該負債のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係る金額について、注記により示す必要がある（則§44）。

注記例

- ・長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。

短期リース債務 ○○円

長期リース債務 △△円

- ・リース資産ではないものの、PFI等の手法により整備した資産についても、経済的実態に照らし、所有権移転ファイナンス・リース資産と同様の会計処理を行うことが適当である。

○論点整理の考え方

- ・地方公共団体に最終的に所有権が移転する所有権移転ファイナンス・リース取引についてはリース会計を適用し、地方公共団体に最終的に所有権が移転しない所有権移転外ファイナンス・リース取引については、実務適用可能性や費用対効果を勘案し、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を認めてもよいのではないかと。ただし、この場合には、未経過リース料を注記することとする。
- ・長期継続契約については、地方公営企業会計と同様の考え方を採用してはどうか。

○基準の方向性

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、ファイナンス・リース取引であっても、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは、貸借対照表に計上されたリース債務の金額を注記する。

また、PFI等の手法により整備した資産についても、所有権移転ファイナンス・リース資産と同様の会計処理を行うものとする。

○留意点

- ・ P F I に係る具体的な取扱いについては、「独立行政法人における P F I に係わる会計処理」(平成 15 年 3 月 24 日 日本公認会計士協会)等を踏まえ、マニュアル等に記載することとする。

4 1. 基金（基金借入の取扱い）

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
・特になし。	【改訂モデル】 272. 普通会計内の会計に対する貸付金（いわゆる基金借入金）が基金残高に含まれている場合は、その金額を控除する。

○課題・論点

- ・基金は、条例で定める特定の目的に応じて確実かつ効率的に運用しなければならないが、基金条例において「繰替運用」に関する規定がおかれた場合、当該基金に属する現金に余裕がある場合において、当該基金の取り崩しではなく、条例で定める一定条件の下、地方公共団体の長の判断により歳計現金への繰替運用が認められる。
- ・一方、年度を越える繰替運用については、地方公共団体が複数年度にわたる債務を負う場合は起債の手続きを要することから、一般に適当ではないとされている。
- ・ただし、定額運用基金については、定額の範囲で順次財産が運用されていくことを想定しているものであり、会計年度に縛られるものではないため、土地開発基金から土地開発公社へ公共用地先行取得資金を貸し付ける場合のように、その目的のために年度を越えて運用することはできるとされている。

○論点整理の考え方

- ・普通会計内での繰替運用は地方公共団体内部の取引であるため、会計処理としては基金残高と借入金残高を相殺処理し、基金借入金の内容を注記するのが適当ではないか。
- ・一方、財産に関する調書における基金残高との整合性に配慮し、相殺処理せず、総額で表示する方法も考えられる。

○基準の方向性

繰替運用を行った場合、基金残高と借入金残高を相殺して表示する。ただし、その内容を注記する。

○留意点

- ・特になし。